

総合科学技術会議 第44回知的財産戦略専門調査会 議事録

1.日 時： 平成21年4月22日（水） 14：02～15：02

2.場 所： 中央合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室

3.出席者：

【委 員】 相澤益男会長、本庶佑議員、奥村直樹議員、白石隆議員、
今榮東洋子議員、青木玲子議員、
荒井寿光委員、竹岡八重子委員、名取勝也委員、西山徹委員、
林いづみ委員、原田晃委員、本田圭子委員、松見芳男委員、
三木俊克委員、三原秀子委員、森下竜一委員、渡辺裕二委員

【文部科学省】 小谷和浩 研究振興局 研究環境・産業連携課 技術移転推進室長

【経済産業省】 森澤敏哉 産業技術環境局 産業技術政策課 成果普及・連携推進室長

【特 許 庁】 瀧内健夫 総務部 企画調査課 知的財産活用企画調整官

【内閣官房】 高山芳之 知的財産戦略推進事務局 内閣参事官

【農林水産省】 尾室幸子 農林水産技術会議事務局 研究推進課長補佐

【事務局】 西川審議官、大江田審議官、保倉参事官

4.配布資料

資料1 科学技術政策推進のための知的財産戦略（2009年）（案）—討議用資料—

資料2 ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許等に係る統合データベース
（RTDB）運用開始について（報告）

資料3 科学技術政策推進のかめの知的財産戦略（2009年）（案）—討議用資料—
（資料1）に対する修正意見（荒井委員意見）

5. 議事内容

【相澤会長】 それでは、定刻を過ぎておりますので、ただいまから第44回の知的財産戦略専門調査会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところをご出席いただきましてまことにありがとうございます。

なお、榊原議員、金澤議員、岡田委員、野間口委員、山名委員、渡部俊也委員がご欠席との連絡をいただいております。また、原田委員におかれましては、2時15分ごろ到着予定という連絡をいただいております。

それでは初めに、資料の確認を事務局からお願いいたします。

【保倉参事官】 資料の確認をさせていただきます。

資料1が本体になります、「科学技術政策推進のための知的財産戦略（2009年）（案）」でございます。

資料2が、タイトルは長いのですが、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許等に係る統合データベース（RTDB）運用開始について」というもの。

その資料2には別添1、別添2、別添3と付いてございます。

資料3としまして、荒井委員から修正意見として1枚のペーパーがございます。

もし、過不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。

以上です。

【相澤会長】 それでは議事に入らせていただきます。

これまで、1月、2月の2回の知的財産戦略専門調査会におきまして、知的財産戦略に関しましてさまざまなご意見をいただいております。また、前回の当専門調査会では、「知的財産戦略2009年」、の案につきましていろいろとご意見をいただいたところでございます。

これまでの3回の専門調査会でいただきましたご意見を踏まえまして、事務局で「知的財産戦略2009」の案を修正いたしました。今回ご議論いただきまして、よりよい取りまとめにつなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この前の会では、大きく2つに分けて議論いただきました。今回もそのようにさせていただければと思います。

まず、第1章の第3期科学技術基本計画の進捗状況と課題というところ、ここにつきまして事務局から説明願います。

【保倉参事官】 それでは説明いたします。資料1をごらんください。

「はじめに」の部分と第1章について、変更点につきましてご説明させていただきます。

前回の調査会で委員の皆様からご指摘をいただいた点、それから、2週間ほど前ですが、今回の資料につきまして事前に皆様から意見をいただいております。それに基づきまして修正を行っておりますので、それらの点につきましてご説明させていただきます。

変更点につきましては、この資料に黄色いマーキングをしておりますので、その点をご注目いただければと思います。

まず、1ページの「はじめに」の部分をお開きください。

上のほうに、「伝統的知識の保護」というところに黄色のマーキングがしてあるかと思えます。ここは前回山名委員からご指摘がありまして、「伝統的知識の保護」ということを加えてございます。

それから、1ページの下のほうでございますけれども、「総合科学技術会議として」云々と書いてございます。ここは当初4戦略につきまして 4戦略は下の脚注の2に書いてございますが、この4戦略についても言及するという進めておったわけですが、内容的に重複するということがございまして削除とすることになりましたので、それにつきまして言及を加えております。

それから、推進計画への反映ということ、それから、各府省に対してこの提言をしっかりと実現してくださいということ書き加えてございます。

次に、2ページをごらんください。

2ページですが、これは第3期の進捗状況について書いているところですが、前回のご指摘、できるだけ過去の状況を定量的、データを追加したらどうかというご意見をいただきましたので、分かる範囲のデータを加えてございます。

まず「(実施機関43件)」等、次のページも含めまして数字がいろいろ並んでいるかと思えます。これらが付け加えられたデータになっております。

それから、2ページの下のところの脚注ですが、データ追加とともに、用語で誤解を受けやすいものや略称につきましては、脚注で説明を加えるようにしてございます。

それから、3ページの上のところ、「46機関(2009年4月)」のところにもマーキングしてございますけれども、これは先々週意見取りした時からさらに最新のデータに置き換えてございます。データにつきましては全部マーキングするのではなく、最新のデータに差し替えたものをマーキングしてございます。

それから、その下の「その結果が公表されている」というところ、これも下の脚注に係る資料をURLで見ることができるという形で資料を作成しております。

それから、その下のところの大学発ベンチャーの「1800社」、これも前は「1700社」と書いてあったかと思うのですが、最新データに書き換えております。

次に、4ページをごらんください。

4ページにはマーキングをしていないのですが、下のところの脚注の5、6、これもURLを書いてございます。これは技術戦略マップや特許出願技術動向調査、これらの充実ということで実際の中身を見られるように参照をつけてございます。

5ページのところですが、このマーキングも最新データに基づくものでございます。

それから次に、6ページのところですが、ここもマーキングはないのですが、一番下のところに、脚注で知財本部において作成されました国際標準総合戦略の注釈をつけてございます。

それから、飛びまして8ページをごらんください。

8ページ以降につきまして、まず2-1の創造の部分ですが、課題のところ、これはマーキングをしてありますが、課題を修正したわけでありませんで、課題の中身ですが、できるだけ分かりやすい記載にしてほしい、意味が分からないというご指摘もありまして、この部分を加筆修正、削除等してございます。

それから、8ページの下「現在の経済情勢下、産業界で研究者の研究時間が制約される中」という文言が加わっておりますが、これは前回渡部委員からご指摘いただいたものに基づいて修正してございます。

それから、9ページの「したがって」以下のところですが、この2-1、2-2、2-3ですが、「したがって」というところで結論めいたことを書いているのですが、ここもできるだけ分かりやすくということ、重複記載を減らすということ、それからいろいろなご意見をいただいておりますので、それらの意見をもとに分かりやすくスリム化した書きぶりにさせていただいております。

それから、次の10ページですが、10ページの上のところ、「諸外国の研究者と伍して」というところを修正しております。これは原田委員からご指摘ございまして、もとは「欧米の研究者」というふうになっていたのですが、欧米だけではなくてその他の国々の研究者も含むということで、より広くなるよう修正しております。

それから、「したがって」以下、このページ及び次のページにつきまして先ほどと同様に分かりやすくしたという修正でございます。

次の12ページでございますけれども、まとめの部分、この部分も皆様からいろいろご指摘いただきまして、より分かりやすくという観点で修正してございます。

それから、「これまでの我が国の知財を再度見直した上で」というところだけをマーキングしてございますけれども、ここは前回意見取りさせていただいた時から修正した部分のみをマーキングさせていただいております。

第1章につきましては、以上でございます。

【相澤会長】 修正点を中心に説明がありましたが、ご意見がございましたならばよろしくお願いたします。いかがでございましょうか。

この部分は、今までの進捗状況のまとめでございますので、特段のご意見がございませんようでしたら、先に進ませていただきたいと思います。

それでは、論点2として、我が国の科学技術政策推進のための知財システムのあり方と具体的施策ということで、ここにつきましても、まず事務局から説明をお願いいたします。

【保倉参事官】 では、第11章について、引き続きましてご説明させていただきます。

13ページをごらんください。

ここからも、先ほどと同様に前回の調査会でいただきましたご意見、それから事前の意見取りに基づいた変更点について説明させていただきたいと思っております。

前回の第11章に関するご指摘で全体的なものとしまして、過去からの継続的施策の中でも重要なものもしっかり記載するように、それで全体が見えるようにというご指摘をいただきました。それを受けまして、各府省のご協力をいただき、それらもつけ加えたということもしてございます。

それから、特に地域の部分が典型的なのですが、全体を見渡してわかるように、地域では、地域全体の施策として何があるかというのを分かるようにというご指摘がありましたので、引用を用いまして記載に工夫を施してございます。

各論の中身について順番にご説明いたしますと、まず13ページのところですが、ここの黄色の部分、これは先ほどから申していますように、明確化、重複記載、スリム化をするために修正したものでございます。

次に、14ページをごらんください。

14ページで、「将来的には司法面も含め」ということで、これは世界共通の制度のところには括弧書きで書いてございますけれども、これは渡辺裕二委員からご指摘いただきまして、司法面の目標も記載させていただいております。

次の「(知的財産マインドの向上等)」というところですが、これは前回野間口委員のほうからご指摘いただきまして、IPカルチャーに関して分かりやすいように例示を補足させていた

だいております。

それから、その下の「知的財産のグローバル展開には、海外特許出願支援を始めとする各種支援策の拡充」ということで、これは荒井委員からご指摘いただきまして、この点を強調して記載しております。

次に、15ページにまいりまして、「開発途上国の遺伝資源や伝統的知識に起因する知的財産保護と途上国への協力のあり方等の課題について、関連する多数国協議（世界貿易機関や世界知的所有権機関の諸会合、生物多様性条約の2010年の締約国会議等）における議論も見据えた検討」という文言を書いております。これは西山委員から事前にご意見をいただいたものに基づいて記載したものでして、外務省、特許庁と協議いたしまして、なかなか外交上難しい課題ではあるようですが、ここにあるような記載を加えさせていただいて、科技外交の重要性を強調するような記載にさせていただきました。

次に、16ページをごらんください。

16ページの上の部分ですが、「すなわち、我が国が高い技術力を有する環境・エネルギー関連技術に係る知的財産の移転に関して、適切な研究開発投資の回収が図られつつ、その上で国際貢献という要請にも応えていくことが求められている」という記載にさせていただいています。これは前回、原田委員からご指摘があり、この部分は、前は実は単に知財の対価を得られればいいのではないかというふうにもとられかねないような文章になっておりましたので、そこを改めまして、知財も尊重しつつバランスよく国際貢献も行っていくという書きぶりに修正させていただきました。

次に、具体的施策にまいりますが、まず全体的な話ですが、年の表示を原則西暦表示とさせていただいています。「2009年」という形で書かせていただいております。一部もとの引用のところで平成で書いてあるものは、そこは和暦になっているところがあるのですが、原則西暦表示に統一させていただいております。

その後、「引き続き」という文言が最初のところにございますが、ここも一個ずつの施策につきまして精査させていただきまして、過去からやっているものを継続する、改善するというものは「引き続き」という書き方になっておりますし、今年度初めてやる、新規にやるものにつきましては「2009年度から」という表現です。特に「から」というものは、これからはずっとやっていくであろうというものを「から」としております。あと、「2009年度中」という書きぶりもございます。これは2009年に必ずやっていただきたいというものでございます。

それから、16ページの下のところですが、模倣品・海賊版拡散防止条約に関してですが、こ

こも特許庁、外務省とも協議しまして、現状を踏まえて、議論をリードするという前向きな記載にしております。

次の18ページですが、18ページの①につきまして「外務省」も追加してございます。

それから、18ページの参照を、引用で書いてございますが、最初申し上げましたように、人材、情報関係のところにつきましては、どうしても横ぐしの関係になりますので、引用で、人材であれば全体を見られるような形で記載させていただいております。

それから、「(2) 知的財産情報」、ここは全体を黄色で書いてございますけれども、前回の資料には書いてあったのですが、事前の意見取りをしたときにこの部分が落丁しておりましたので、黄色で塗らせておいていただいております。

ページをめくっていただきまして、次に20ページをごらんください。

20ページのところですが、「ITの活用による新しいサービスが期待される医療、雇用、福祉分野」、ここは林委員からのご指摘がございまして文章を追加しております。

それから、21ページの上の部分ですが、「戦略的重点化を行うとともにその業務への選任化もできるだけ考慮すること」、この部分は第I章にも書いてあったのですが、この点は第II章の今後の話にもつながるので書くべきという西山委員からのご指摘もございまして、追加して記載しております。

次の21ページの下の部分ですが、これは知財プロデューサーに関してですが、これは前回専調で具体的な施策、新たな施策をさらに加えてはどうかというご意見がございましてつけ加えてございます。

それから、その下の「データベースの充実」という点ですが、ここも西山委員のほうから海外研究人材やリタイア人材の充実というようなデータの充実についてご指摘いただいておりますので、このような文言を加えさせていただいております。

次の22ページの上の部分の「イノベーションの促進」という部分ですが、以前は「研究開発の促進」という記載になっていたのですが、項目と合わせるという意味とイノベーションというほうが広くとらえられますので、修正してございます。

それから、次の下の部分のオープンイノベーションの関係の研究組合制度の「規定を整備する」というところですが、これも法改正、今日参議院でも通ったようですが、現状に合わせた記載ぶりしております。

それから、23ページのところですが、ここも荒井委員等からご指摘いただきまして、知財に関する項目を入れるということで、選定の際の「体制の構築」とか「特許マップの作成等の事

前調査」、これを例示として記載してございます。

それから、知財経費につきましては、国際出願等の知財戦略に必要な経費というものも例示して、国際出願の重要性を強調してございます。

その下の「知的財産経費についても必要に応じて支出できるよう配慮すること」というところの部分につきましては、昨年度からの議論もありましたように、それと合わせた記載としております。

次に、24ページにまいりまして、24ページの「aff-chizaiサーチ」、ここは誤記がございましたので修正しております。それとともに、下にサーチツールのURLを記載してございます。

25ページのところ、ここの人材のところには参照をつけてございます。

それから、26ページの情報のところの参照につきましても同様でございます。

ページをめくっていただきまして、29ページ。

29ページの上の部分ですが、「（例えば、海外特許事務所での研修）・確保（例えば、海外での経験者の雇用）」、これも西山委員から具体例のご提案がありまして、付け加えてございます。

それから、30ページにまいりまして、これは前回本田委員からご指摘があった点で、「国のプロジェクトの評価における公開については、知的財産の取得等への配慮に努めることとする」という記載を加えさせていただいております。

それから、ページをめくっていただきまして、32ページをお願いします。

32ページは、先ほど基本認識でお話ししました、西山委員からご提案があった具体的施策をこちらにも、文科省でも実行いただけるということで、書かせていただいております。

それから、33ページの上の部分ですが、標準化に関しましても、これは別の箇所にも記載がございますので、引用を付けさせていただいております。

それから、33ページの①のところですが、ここは特にマーキングはしていませんが、ここは先端医療分野の特許に関してでございます。

現状をご報告させていただきますと、iPS細胞関係の先端医療技術の特許保護の拡大、特許保護範囲の拡大に関して昨年5月に当方の知財戦略で提言をさせていただいたところです。

それを受けまして、現在、内閣官房の知財事務局で先端医療特許検討委員会を設けていただきまして、昨年11月より検討を始めているところです。既に委員会も6回ほど開催されておまして、今週金曜日にも7回目があると聞いているところですが、来月にはその方向性を報告書として取りまとめるというふう聞いているところでございます。

ちなみに、メンバーとしましては、座長にはCSTP議員の金澤議員がやっておられまして、当専門調査会の林委員、渡辺委員もこの委員会のメンバーとしてご参加いただいて、意見も積極的に述べていただいているところでございます。

また、当方の専門委員の皆様、元の専門委員の皆様も含むのですが、いろいろご協力いただきまして、特許保護を新たに求める医療方法に関する具体例をご提示いただきまして、私のほうから、第3回の委員会で説明させていただきました。

それで、今回ですが、当方としましては、①の最後にございますように、「iPS細胞関連技術を含めた先端医療における適切な知的財産保護のあり方について、早急に結論を得、必要な対応を行う」というようにさせていただきたいと思っているところでございます。

それから、②のところに関しましては、リサーチツール特許等統合データベース、これは4月にリリースになっております。これにつきましては、この議論の後で私から説明をさせていただきたいと思っているところでございます。

それから、次の34ページですが、ここの部分は、竹岡委員から前回ご提案いただいた点をつけ加えてございます。

それから、最後になりますが、35ページ、地域のところですけども、関係府省の皆さんから継続施策の中で重要なものをピックアップし、加えさせていただいております。

それからあと、③のところですが、ここは黄色に塗っていないのですが、もとは「少子高齢化」云々という文言があったのですが、因果関係もはっきりしないということで削除させていただいております。

あと、ここには人材、情報に関しては前の部分を引用して、関係するもの全体を見られるという形にさせていただいております。

以上でございます。

【相澤会長】 第11章につきまして修正したところの説明がございましたが、これらを中心にご意見ございましたならば、お願いいたします。

荒井委員。

【荒井委員】 今回、非常に上手にまとめていただいていると思います。私のお願いは、資料3にございますので、それを使いながら説明させていただきます。

4点ございますが、第1点は16ページでございます。

16ページの②、「2009年度も引き続き、日本学術会議においていろいろ検討して具体的な提言を行う」ということで、学術会議において知財の委員会ができて活動されていることはすば

らしいことだと思いますが、引き続き提言を行うということですが、まだ余り具体的な提言がないので、ぜひ、ユーザーである、まさに知財のユーザーである学会の方がどういう制度を求めているのか出していただくことが非常に大事だと思います。修正意見は、「2009年度から、知財政策に関する検討を加速し、具体的な提言をタイムリーに行う」というふうに直していただきたいというお願いです。

そのタイムリーという意味は、来年の推進計画の議論、またここで知財戦略の議論をするときまでには、遅くともご意見を出していただいたほうが、ユーザーのご意向に沿った制度の議論ができるというお願いです。

第2点は、追加の要望でございますが、大学の関係者から、特許の制度は複雑でなかなかわかりにくい、手間がかかるという声がございますので、ここに文章、17ページ⑦と書いてございますが、「2009年度から大学や中小企業が、特許出願する際、同時に審査請求、早期審査請求もできる一括申請書式制度を導入し、出願手続き関連の事務負担を軽減する」と追加していただきたい。こうすると、特に大学の関係者や中小企業、後半3-3とかにございます地域におけるイノベーション、こういう観点からも好ましいということでございます。

第3点は、23ページでございますが、⑩、いろいろ意見を強化していただいたことをお礼申し上げますが、特に今、補正予算案の中で、世界最先端支援強化プログラム、こういう議論もなされて相当本格的な研究開発が政府全体、あるいは日本全体で力を入れてやる。しかも世界最先端という場合には、知財戦略を相当工夫してやっていく必要があると思いますので、さらなる修正のお願いは、⑩にございますが、「2009年度から世界最先端支援強化プログラム（仮称）が導入される動きに鑑み」、こういうふうに直していただきたい。それから後半は、「また、知的財産経費についても必要に応じて支出できるよう配慮することとする」と書いてありますが、「必要に応じて配慮する」ということではなくて、しっかり支出できるようにしていただきたい、ということであります。

それから、33ページ、4点目でございますが、先ほどご説明ありましたとおり、①医療分野、特にiPS細胞は一昨年から大変な議論がなされて相当進んできたのは先生方のおかげだということでお礼申し上げますが、やはり世界中の競争が非常に激しくなっている中で、今回の案では、「2009年度中に結論を得て必要な対応を行う」ということで、昨年度の書きぶりよりも進んでいるわけでございますが、ぜひ「前向きに検討し」という方向づけをこの専門調査会としても出していただきたい、というお願いでございます。

以上です。

【相澤会長】 それぞれの点については検討させていただきたいと思いますが、3点目の「世界最先端支援強化プログラム」については、これから補正予算の審議というところでもございまして、具体的内容に立ち入るまでにはまだ少し時間がかかるかと思います。今回の報告のでは取扱いが難しいのではないかなというふうに思います。ちょっとご容赦をいただければと思います。

あとの点についてはさらに検討させていただきたいと思います。

そのほかにございますか。

西山委員、どうぞ。

【西山委員】 14ページのところなのですが、第 4章から第 5章に移るときに、従来の知的創造サイクルからプロイノベーションとオープンイノベーションの切り口に視点を大きく転換するというときに当たっているわけですね。

その際に、国としてのスタンスというか理念として、大事なことがあると思います。もちろん競争に勝つことも大切なことは論を待ちませんが、従来パターンのキーワードというと、やはり競争と協調というのが大事だと思います。グローバルという位置づけになったときに、勝てばいいというものではなくて、やはり科学技術外交や標準化、ソフト、あるいは技術を創出するときにも、オープンイノベーションであれば必ずパートナーがいて、相手がいます。そのときに自分たちがイニシアチブがとるということ的前提であっても、ただ競争に勝てばいいというだけではいけないのではないかと思います。パートナーと共に一緒になって、技術や仕組みを創りあげていく「共創」という理念が重要だと思います。例えば標準化や科学技術外交については、相手の国は先進国もあれば、開発途上国等もありますので、相手とともに創り上げていく、ともにクリエイトしていくというスタンスが必要ではないかと思います。そのことをスタンスとして発信することが必要だと思いますので、どういう表現がいいかわからないけれども、ご検討いただければありがたいと思います。

【相澤会長】 大変重要なご指摘でございます。科学技術外交もまさしくその視点で構築しておりますので、おっしゃるとおり大変重要でございますので、工夫させていただきたいと思えます。

どうぞ、三原委員。

【三原委員】 ちょっとレベルが低いかもしれないのですが、細かいことですが、まず22ページの上のほうの⑤、現在試行中のスーパー早期審査制度のところなのですが、「特段の支障がなければ」というふうに書いてあるのですが、これが何か、見ると、ネ

ガティブなことを想定して書いていらっしゃるのか、「努める」というのがあるので、入れていることに何か格別の意味があるのだったら別ですけれども、そうでなければなくてもいいのではないかなと思えるのですがというのが1点目です。

それから、2点目は、30ページの黄色い修正の入った部分なのですが、修正が入ってとてもわかりやすくなったと思っているのですが、修正の前のというか、修正が入っている上のほうの行の大学などによる「公表」という言葉とか、それから「知的財産権の確保」という言葉とあわせて考えると、この黄色のところの言いたいことは、国のプロジェクトの評価に際して公表とかをされるということを想定して、それであらかじめ知的財産権の確保などの取り組みをしておくべきということをおっしゃりたいのだとしたら、言葉をちょっと合わせてもいいかなという程度の意見です。

【相澤会長】 ありがとうございます。

松見委員。

【松見委員】 オープンイノベーションの推進を、特に海外からの研究者を迎え入れた形での国際産学官連携を進める、特に拠点を創って推進するというのを、考え方あるいは施策として導入していただいておりますが非常に有難いと思うのです。

しかし、現実には、既にご案内のとおりであります。海外からの研究者が日本に来られていろいろな問題を抱えておられる。それは、今日ここで細かいお話をする必要はないかもしれませんが、海外からの研究者、またそのご家族が住宅の問題でいろいろな具体的な問題を抱えておられる。あるいは、インターナショナルスクールが少なくて困っておられる等々の具体的な問題があるということを考えますと、環境整備という言葉を使っておりますので、恐らく広い意味では、こういう海外からの研究者の方々のための環境整備ということの意味しておられると思うのですが、例えば21ページの産学官連携の推進のところ、真ん中ぐらいに、「国際的な産学官連携拠点の形成等を行い」と書いていただいておりますが、そこに例えば「国際的な産学官連携拠点の形成、また海外研究者受け入れのための環境整備などを行い」とするなり、いずれかの場所で結構なのですが、海外研究者を迎え入れた形のオープンイノベーションが日本で非常に少ないだけに、またそれを意識して推進すべきだということは何回か議論させていただいたのですが、そういう海外研究者受け入れのための環境整備ということをごここに置いておいていただいておりますかと思いましたが、

以上であります。

【相澤会長】 いかがでございますでしょうか。

どうぞ、竹岡委員。

【竹岡委員】 やはり21ページの「国際的産学連携拠点の形成」に関して、です。松見委員が本年度第1回目の調査会で、ヨーロッパの実例を挙げて、海外から研究機関とか研究者を呼ぶレベルにとどまらず、海外の企業も招致するという点も含めて、本当の意味でのグローバルな最先端の研究拠点をつくろうという取り組みをしているという例を紹介されましたね。

今回、21ページ目の「国際的な産学官連携拠点の形成等を行い」という、このところにその趣旨が一応反映されたのは、これは今回が初めてで、画期的ではないかなと思っております。

ただ、この方針が、具体的な政策のところまで落ちていない。ずっと先程からどこに入れるべきかなと見ていたのですけれども、具体的な政策の中でこの国際的な産学官連携拠点の形成に必要な取り組みの施策が入っていないのですね。もし入れるとすれば⑫番かなと。

ただ、⑫番は「環境技術やナノテクノロジー等の技術分野において」で始まっていますが、「環境分野やナノテクノロジー」の分野で国際的な産学官連携拠点を形成せよ、という意味の文章になると趣旨が違ってくる。ある分野に限って、国際的な産学連携拠点を置いてくださいという、そういう意味になってしまうとちょっと困ってしまうなと思いますが。ですから、このところは修正が必要かなと思っているのですが、「2009年度も引き続き、大学、公的研究機関、企業等の研究人材及び研究設備の集積等による拠点に対して支援を行う」、この続きで、国際的産学連携拠点の形成のために必要な、海外からの研究者を迎え入れるための必要な施策といえますか、支援とか、そういうのを何かちょっと一つとにかく入れてほしい。そうでないと、国際的産学連携拠点の形成という、そういう目標は掲げられたものの、具体的な政策がないというふうになってしまうのが惜しいところ、画竜点睛を欠いているかなと思っておりますので、ちょっと工夫してここに入れていただければと思っています。

それから、先ほど、荒井委員からの資料3の、すべて賛成なのですが、特に第4点の先端医療分野における方法の特許の件。これはずっとこの調査会でいって、昨年もそれに踏み込んで書いたのですが、1年たっても「検討」が続いている状況では、ワードとして「前向きに検討し」というのが入るか入らないかという事は重要と思います。単純に検討したのではだめなので、やはりこれもぜひ「前向きに検討し」というのを一つ入れていただいて、抵抗勢力の圧力を防ぐようにしていただきたいなというのがちょっと思っているところです。

【相澤会長】 第1点につきましては、言葉としてどこかに入れてしまうということは、そう簡単にはいかないのではないかと。つまり、支援策が確実に動くような仕組みとして入れ込まなければいけないわけですね。

そういう意味で、各省からの対応についても、知財の中でのとらえ方ということと、産学官連携という意味でのとらえ方と、ちょうど合ったところがこの該当項目ではないかとは思いますが、検討する余地はありますか。そこはどうでしょうか。

【保倉参事官】 修正案をいただければ、検討させていただきます。

【相澤会長】 そうですか。では、実際にどの程度挿入されるものかどうかは、工夫させていただきます。

それから、荒井委員の提出された第4点でございますが、これはこの専調で提起したことを受けて、知的財産戦略本部のほうで先ほどの説明のあったような形で現在検討が進んでいて、ある結論が得られようとしているわけです。そこで、プレッシャーということをあえて入れるかどうかということが多少難しいところではあります。直接答えられるかどうかわかりませんが、知財本部から、ちょっとお答えいただければ。

【高山参事官】 検討のほうは、一生懸命前向きにという形で今検討をまさにさせていたっている過程ですので、ちょっと委員長とも相談をさせていただいて、どういう修文にするかは考えさせていただきたいと思います。

【相澤会長】 申し上げられることは、明らかに前向きな検討が進んでおりまして、その最終段階でありますので、この辺は知財本部とも調整して、表現ぶりを検討させていただきます。

それでは、本田委員。

【本田委員】 すみません、33ページの①のiPSに関する記載の部分なのですが、最後の文章のところで、「iPS細胞関連技術を含めた先端医療分野における適切な知的財産保護のあり方について、早急に結論を得、必要な対応を行う」というふうに書かれておるのですが、大学の中では、思ったよりも多分すごく早く研究は進展していて、もう知的財産の保護は当然なのですが、あり方を決めていただくということは当然なのですが、さらに事業化といいますか、大体iPSの研究ですとバイドールということで、まず国内企業で事業化するところを見つけなさいという縛りがあって、ただなかなか1社だけではやり切れないというようなところもあろうかと思えます。ぜひ事業化に関してオール・ジャパン体制みたいな、そういうところの実用化・事業化の方向性も含めて早急に検討していただきたいなというふうに考えております。例えば「知的財産の保護のあり方、事業化の方向性について早急に結論を得」というような、「事業化の方向性」みたいな言葉を後に入れていただきたいということ。

あと、ぜひ知的財産の保護のあり方について結論が得られた場合には、私たち今手探りの状態でやっておりますので、まず早急に公表していただきたいと思っております。ですので、

「早急に結論を得、公表その他必要な対応を行う」ということで、公表はまずしていただきたいと思っておりますので、その文を一文入れていただければというふうに考えております。

以上です。

【相澤会長】 ①の部分は、事業化というところを含めてというよりは、先端医療関連技術で今まで特許の保護を受けられない領域についての問題を提起して、検討しているのですね。

そこに事業化というようなことが入ってくると、違う軸の問題になってまいりますので、この対象とはちょっと違うのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。私の理解が違うでしょうか。ここの意図は、今まで特許が成立しない範囲、そこにこれを広げようという意図のものであります。

【本田委員】 ご趣旨は理解いたしました。であれば、それをわかりやすく書いていただいたほうがよろしいかと思えますし、知的財産の保護のあり方について、もし決まった場合には公表していただきたいというのは、それは依然として変わらない要望ですので、最低でもその公表をし、その他対応をということ。

【相澤会長】 それは担保されております。非常にデリケートな問題なので、少しオブラートに包んだような書き方のために、今のような解釈が出てくるかと思えます。

情報の公開と、外部への広報、これは知財本部、どうですか。いろいろな会議の進行状況は公開されているわけですね。ということで、これは即公表だと思います。

それでは、そのほか。

三木委員。

【三木委員】 32ページの黄色で今回加えられたところですがけれども、この中の④の5行目のところに、「知財の目」という言葉だけで特化された形になっているのですがけれども、今回の基本的なこの計画に関しては、イノベーション促進ということがございますので、これは「イノベーション創出と知財の目」とか、そういった形で「イノベーション」という言葉がここに入ってくること、もしくは「事業化」という言葉でもいいかもしれませんけれども、そういったことが必要ではないかと思いました。

19ページのところの下から6行目のところにも、「それぞれごとにビジネスモデルに最適な知的財産マネジメントの視点を加えることが重要である」と、こういう指摘がございますので、これとの整合性で考えてもそういう言葉が必要ではないかと思えます。

以上です。

【相澤会長】 それでは、特段のご意見ございませんようでしたら、ただいまいただきまし

たところで、即修正をできる内容のもの、それから少し検討させていただきたいというふう
に申し上げたところとございます。いずれにしても、本質的な修正ということにはならないの
ではないかということでございますので、ただいまの修文を含めて会長にご一任いただいて、
「知的財産戦略2009」の案としてご承認いただけるかどうかということをお諮りしたいのです
が、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

はい。ありがとうございました。

修文した内容については、即回示させていただいて、それを含めて決定させていただきます。
どうぞ。

【三原委員】 本当に些細なのですけれども、19ページ下の段落の「そこで」から始まるこ
ろから次の行にかけてなののですけれども、何かちょっと誤字があるのか、言葉が重複している
のか……

【相澤会長】 「産官学官」。

【三原委員】 お任せします。

【保倉参事官】 すみませんでした。修正いたします。

【相澤会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま2009をこれでご承認いただいたというところとさせていただきます。

3番目の議題に移ります。

リサーチツール特許等の統合データベースについて、これは報告事項でございますが、事務
局から説明をお願いいたします。

【保倉参事官】 資料2をごらんください。

本専調でご提言いただきましたライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許等に係る
統合データベースにつきましてご説明させていただきます。

このリサーチツール特許等統合データベース、長いので、RTDBと称させていただきますけれ
ども、4月から運用が開始されております。そこで、現在の状況について簡単にご報告させて
いただきます。

まず、経緯についてですが、18年5月に「知的財産戦略について」の中で提言がなされてお
りまして、そこで、「汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物なスクリーニング方法等のリ
サーチツール特許に関する使用の円滑化、先端技術に関する特許制度による保護および運用の
あり方、技術移転等のための知的財産人材の確保など、ライフサイエンス分野が抱える知的財
産の諸問題について、平成18年度中に総合科学技術会議の下で、国際的な議論の動向等を踏ま

えて幅広い観点から検討し、必要な処置を講ずる」という提言をしております。

それを受けまして、即座にライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する検討プロジェクトチームの設置が決定されております。座長は前専門調査会の会長の阿部会長がご担当され、主査が長岡一橋大教授のもとで議論が進んでおります。メンバーとして、森下委員、本田委員等がご参画いただいております。

6回ほどプロジェクトチームの会合が行われまして、平成19年3月にライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針が決定、意見具申されております。その中で、関係府省は、リサーチツール特許に関するデータベースを構築する旨の提言がされております。

それを受けまして、平成19年12月に関係府省関係局長等会議が設置されまして、特許庁でそのメインの特許の部分、そのデータベースの構築を行って、関係府省はライフサイエンス情報の提供と関連データベースのリンクを行うことが決まっております。

昨年4月から上記の決定に基づきまして、特許庁中心にしましてRTDBの構築を開始しております。また、関係府省よりデータをいただきましてリンクを張るということも進めてまいりました。

それで、今年4月から利用できるようになってございます。

次のページをごらんいただきまして、次のページにつきましては別添2をごらんください。このような絵の書いてあるページでございます。

データベースの構成を示した図でございます。中心に特許庁が書いてございまして、特許庁のほうに各省庁が所管しておられる組織の持っておりますリサーチツール関係の特許の情報を集約する。それから、それとともに、各省庁所管の組織がお持ちのデータベースとリンクを張るという形でデータベースを構築しております。この全体をリサーチツール特許等統合データベースというふうに呼んでおります。

現在、約900件のデータが集まっております。正直言いまして、もっと少ないかと思っておりますが、かなりのデータのご提供、各府省のご協力も得まして集まっている状況でございます。

次のページをごらんください。別添3の検索画面の絵がでございます。

その下にURLがございまして、お時間がありましたらごらんいただければと思いますが、リサーチツール特許に関する分類、動物、植物、微生物、方法等、分類でも検索できますし、キーワード、文書番号でも検索できるようになっております。

それで、本文のほうに戻っていただきまして、これで検索いただきますと、リサーチツールの種類、特許の番号、使用条件、ライセンス期間、対価、支払いの条件、連絡先というものが見られるというようになってございます。

これは、4月からリリースされたわけですが、今後はデータの収集にもさらに努めたいと思っておりますし、さらにこれの利活用、普及促進に努めていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

【相澤会長】 ただいま説明がありましたように、やっと動き始めたというところでございます。

ご質問でございますでしょうか。

どうぞ、本庶議員。

【本庶議員】 このデータベースに民間企業が入っているというふうに書いてありますが、これは民間企業が同意したもののみ入っている、つまりある程度共有できるという同意が入っているものということなのでしょうか。

【保倉参事官】 そうです。支障のないものが入っているということです。

【相澤会長】 森下委員。

【森下委員】 すみません、もうアクセス数がかなり出ているみたいなのですが、このアクセスの中で韓国、中国の割合がどれくらいかというのはわかりますでしょうか。今非常に問題になっているので、どれくらいの件数で来ているのかちょっと興味がありまして、もし余り多いようでしたら、また何か運用を考えなきゃならないかなという気もちょっとするのですが、どうなのでしょうか。

【保倉参事官】 今データを持ち合わせていませんが、調べまして、わかりましたらご報告させていただきます。また多いようでしたら必要により対応策を考えさせていただきます。

【相澤会長】 渡辺委員。

【渡辺委員】 大変立派なものができ上がりました、これからどんどん活用できるような形になればいいなと思っておりますが、アメリカのほうでNIHの同様なデータベースがあると思うのです。あれも結構使われていると思うのですが、そこで得られたような、何か活用促進のための成功例というのですか、そういうのがあればどんどん取り入れていただいて、これがどんどん使いやすくなるような形で進めていただけたらなと思います。

【保倉参事官】 普及促進していきたいと思っていますので、その辺も参考にしながら進めていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

【相澤会長】 よろしいでしょうか。

本日は大変スピーディーに会議が進みましたので、予定の半分の時間で終了ということになりました。

委員の皆様には、本年1月から4回の会合にご出席をいただいたこととなります。知的財産戦略に関しまして大変貴重なご意見をいただきまして、本日、「知的財産戦略（2009年）」ということで、この専門調査会の案としてまとめていただきました。

この案は、次回の総合科学技術会議の本会議で決定させていただきます。各府省へは意見具申という形になります。それから、この内容につきましては、知的財産戦略本部がまとめております「知的財産推進計画2009」にも反映させていただくように図りたいと思います。

今回の取りまとめには、今後、各府省庁に実行をお願いする具体的な施策が数多く盛り込まれておりますので、各府省庁におかれましては、本専門調査会での議論を踏まえて、その着実な実行をお願いしたいと思います。

今回、いろいろなご意見をいただきましたが、第3期科学技術基本計画が開始されました平成18年、過去3年間施策のレビューを行うとともに、従来の「知的創造サイクル」という観点から、新しい切り口で展開する形になっているわけでありまして。先ほどご質問もございましたが、グローバル化やオープンイノベーションの進展に伴って、イノベーションの促進、それを支える知財創出力の強化、こういった観点からまとめられてまいりました。

そこで、新しい表現として、「プロパテントからプロイノベーション」、それから「環境エネルギー分野の知的財産戦略」等々がキーワードとして立てられてまいりました。

このようなことで、新しい体裁となったわけでございますので、2009がまもなくこういう形で決定され、各府省に意見具申されることになりました。

とにかく状況は、経済危機のあおりで、いろいろな激しい変動になっているわけでありまして。予想すら難しいところでございますけれども、この知財戦略もでき得る限り機動的な対応をしていきたいと思っております。

今後、ますますいろいろなところでご協力いただくことが多いかと思いますが、今回の専門調査会をもちまして、取りまとめの一段落となりました。私からも心から感謝申し上げて、本日の専門調査会、終了させていただきます。

どうもありがとうございました。